

# 東京都立大島高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

26大高第1159号  
平成26年10月3日  
校長 決定  
平成30年4月1日一部改正

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 生徒が安心して生活を送れるように、学校内外で起こる問題に対処する。
- (2) 学校全体でいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (3) いじめを発見した場合は、いじめを受けた生徒を徹底して守る。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携して問題解決に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組み、問題行動があると思われる時には、迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

校長のリーダーシップのもと、いじめ問題に学校全体で組織的に取り組む対応が不可欠であり、教職員の役割と責任を明確化するための核として学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- 「いじめに関する授業」等いじめ教育プログラムの作成と実施
- スクールカウンセラー、担任団、分掌等組織全体の生徒観察及び生徒相談受入体制の強化
- 教職員研修計画の立案と実施及び評価
- いじめ発見に向けた情報の活用

#### ウ 会議

各学期1回の開催を原則とする。校長が必要と判断したときは随時実施する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年代表（1名）、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題が多様化する中で、学校内の組織では対応しきれない場合が生じてくる。その対応のために、外部委員を構成メンバーに加え学校いじめ対策委員会を支援する組織として学校サポートチームを設置する。

## イ 所掌事項

- 保護者、地域との連携を目的とした情報交換
- 警察署や家庭支援センターとの連携による相談環境整備
- 学校のいじめ防止対策基本方針や計画、対策など意見交換
- 学校内外でのいじめに対する組織全体での迅速な対応の実施

## ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

## エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年代表（1名）、警察署防犯係担当、大島町教育相談室相談員

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア ふれあい月間に、いじめ防止についての講話を行う。
- イ 「生命尊重」について、学級や生徒と関わる時間に繰り返し触れる。
- ウ 「見て見ぬふり」がいじめ問題を深刻化させることを生徒に呼びかける。
- エ 学級担任や教科担任が生徒への声かけに努め、教職員全員で見守っている環境を構築する。
- オ 日頃から積極的にコミュニケーションをとり、生徒から信頼され、相談しやすい人間関係を構築する。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 定期的に個人面談を行うことによって問題の発見に努める。
- イ カウンセリングが受けやすい環境を整備する。
- ウ 登下校時の声かけや校内巡回等を通じた生徒の見守り。
- エ 「いじめ発見のチェックシート」を活用し、いじめの早期発見に努める。
- オ スクールカウンセラーの来校日を保護者に知らせる。

### (3) 早期対応のための取組

- ア 被害を受けている生徒の安全を第一に考えて問題に対応する。
- イ 把握した情報を基に事実を確認して対応方針を策定し、全教員で問題解決にあたる。
- ウ 被害を受けている生徒の心のケアを行う。(個人面談・カウンセリング)
- エ 加害の生徒に対する全教員による継続的な観察・指導。
- オ 警察・子ども家庭支援センター等と連携協力しながら問題解決にあたる。

### (4) 重大事態への対処

- ア 被害の生徒を、複数の教員で保護する。
- イ 被害の生徒に対して、家庭訪問やカウンセリングによりケアをする。
- ウ 加害生徒の別室での学習、自宅学習、出席停止及び加害生徒の保護者へのケアを

する。

- エ 教育委員会への報告と連携。警察・子ども家庭支援センター等関係機関と連携して対処する。
- オ いじめ防止対策推進法 28 条に基づく調査、法 30 条に基づく再調査を行い、結果に応じて必要な措置を講じる。

## 5 教職員研修計画

- (1) 年 3 回人権問題について研修を行う。  
( 体罰 ・ 進路 ・ 入選等 )
- (2) 学年会 (担任・副担任) の機会を通じて、教師の言動や態度について相互評価を行い人権意識の向上を図る。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者面談を通じて、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- (2) 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- (3) 保護者の悩みに対して、必要がある場合は関係機関と連携を取りながら一緒に問題解決にあたる。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会の委員である警察署の職員を通じて警察と連携をとる。
- (2) 大島町生活指導連絡協議会において、小中学校の教員と情報交換を行う。
- (3) スクールカウンセラーや大島町教育相談室相談員と連携をとりながら各関係機関と協力して問題解決にあたる。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒の学校評価アンケート結果をもとに、いじめやその他の問題が起きていないか調査する。
- (2) 学校評価アンケート結果を踏まえ、学校いじめ対策委員会が中心になり、基本方針の改善に努める。